
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 財務諸表利用者に対するアウトリーチの結果の概要

本資料の目的

1. 第 122 回専門委員会(2017 年 11 月 21 日開催)及び第 374 回企業会計基準委員会(2017 年 12 月 5 日開催)において、金融商品に関する公正価値測定に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準と整合を図ることの必要性について予備的な分析を行った。当該分析の中で、金融商品のレベル別開示に関する詳細な開示の有用性を把握するために、次の作業を行うこととされた。
 - 利用者に対するアウトリーチにより、IFRS 第 13 号に基づくレベル別開示の個々の項目をどのように利用しているかを確認する。
2. 本資料は、金融商品に関する公正価値測定に関するガイダンス及び開示について、財務諸表利用者に対して実施したアウトリーチの結果の概要を紹介することを目的としている。

アウトリーチの概要

3. 事務局では、第 1 項に記載した金融商品のレベル別開示に関する詳細な開示の有用性を把握するため、金融セクター(銀行、証券会社、保険会社、その他金融業)を担当するアナリストを含むアナリスト 12 名(本邦証券会社、米系又は欧州系証券会社、シンクタンク、格付会社に所属するアナリスト)に対して、財務諸表利用者に対するアウトリーチの質問項目(具体的な内容は別紙を参照のこと。)をもとに、円卓会議又は書面によりアウトリーチを実施し、質問項目の回答は、口頭又は書面にて入手した。

次項以降、それぞれの質問項目に対する回答結果の概要を記載する¹。また、回答結果は、集約または分割している。

(質問 1) 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の影響

(質問 2) 貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に関する有用性

(質問 3) 貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベル 3 の公正価値測定

¹ なお、当該概要については、必ずしも回答者が回答した質問番号の箇所に記載しておらず、便宜的に記載箇所を変えている部分がある。

に関する定量的開示の有用性

(質問4) 貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベル3の公正価値測定に関する定性的開示の有用性

(質問5) 貸借対照表上時価評価されていない金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に関する有用性

(質問6) IFRS第9号を採用することによる影響

(質問7) その他

なお、質問1及び質問6は、公正価値測定の開示に関する質問ではなく、参考として財務諸表作成者に対する質問を聞いているものであるため、まず質問2から質問5について記載する。

アウトリーチの結果の概要（公正価値測定の開示）

質問2：貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に関する有用性

（質問2-1：レベルごとの公正価値の残高情報）

- レベル3とそれ以外の区分は重要であり、流動性の低い商品もしくは利用可能性の低い情報（入力数値）に基づき評価された商品がどの程度あって、それらを企業がどのように評価しているかという点に関心がある。
- レベル3の残高は、流動性の低いもの、時価の取得が困難であるものの残高の把握と、同一業種における財務基盤の潜在リスクの相対比較、過去からの推移や目標値の設定等の議論からの経営陣のリスクテイクの考え方の検討等にも使用することができる。特に、金融市場にストレスがかかった状態、あるいはそうした変化が懸念される場合に、レベル3の残高を用いた時系列又は同業他社との比較分析のニーズは高まると考えられる。
- レベル3に分類される資産クラスについては、レベル1、2に分類される資産よりも大きな価値変動が生じるなどの前提を置いて、企業の業績、資本等への影響をシナリオ分析するケースがあり（特に金融市場にストレスがかかった場合のリスクを評価するため）、この観点から、レベル3の残高及び定量的開示はそうしたシナリオ分析に対して有用な情報を提供する。
- レベル3に分類される資産クラスの情報については、当該資産の価値を踏まえた資

本毀損についてストレスシナリオを想定した分析に用いることがある。

8. 総資産や自己資本等に対するレベル3資産の比率を注視し、これらに基づき企業のポートフォリオの見直しの進捗状況等を確認している。そのためには、平時の状況を把握しておく必要があると考えられ、平時には開示が不要である旨には賛同できない。
9. 金融危機時には、流動性が枯渇した金融商品が散見された。ストレス時も含めた様々なシナリオを勘案した分析を行うためには、入力数値の観察水準という観点からレベルを区分し、特にレベル3の金額を把握することは有用であると考えられる。
10. レベル3に区分される金融商品は、レベル1、2に比較して、流動性が低く、測定値の信頼性も低いいため、将来における価格変動リスクが大きい可能性があると考えられる。したがって、財務諸表利用者にとっては、レベル3の金融商品の保有から生じ得る損益や自己資本への影響度合いが主要な関心事になる。なお、レベル3の残高が損益や自己資本に重大な影響を及ぼすほど大きくない場合には、レベル3の定量的な開示の多くは、重要性の観点から見て不要となると考えられる。
11. 金融危機直後は、レベル3に分類された有価証券の残高や当該残高の自己資本に対する比率を金融機関の間で比較していたが、最近では、欧米の銀行も含めレベル3の残高が少なくなっており、レベル3の残高を確認する程度にしかレベルごとの公正価値の残高情報を利用していない。今後、市場の環境が悪化した場合には、欧米だけでなく我が国の金融機関についても当該情報が開示されていることが望ましいと考えられる。

(質問2-2：レベル1とレベル2の区分)

12. レベル3については、企業が公表している仮定等とは異なる前提を置いたストレスへの耐性の分析やリスクシナリオ分析を行い、同業他社等との相対比較などを行うことがあるが、レベル1やレベル2については分析手法や調整手法について、大きく異なるものを用いる可能性は低いと考えられる。
13. 企業分析上、レベル1とレベル2を区別して企業の価値評価に差をつける実務はないと考えられ、レベル1とレベル2を区分することに注力するより、レベル3の開示の作成に注力されるべきである。

(質問2-3：代替的な開示)

14. バーゼル規制における開示から、証券化エクスポージャーに関する詳細な残高を入手でき、欧米の銀行とも比較することができる。また、プライベート・エクイティ・ファンドや保有社債の格付けに関する情報などについては、複数の開示から情報を

集めることは可能である。ただし、複雑なデリバティブに関しては、代替的な開示が存在しないと考えられ、特に金融危機時にはレベル3の開示は有用であると考えられる。

15. 一定の流動性の低い金融商品や、時価の取得が困難な資産の残高が開示されていることがあるが、レベル3の資産残高の把握はできないと考えられる。ただし、金融機関における資本規制等の開示で一定の情報取得が可能となる場合もあると考えられる。
16. 公正価値ヒエラルキーに基づく開示は、2007年夏のサブプライム危機、2008年のリーマンショックからグローバル金融危機に至る過程で、機関投資家が自己の保有する株式を発行する企業のリスク、特に当該発行企業が保有する証券化商品やデリバティブに係わる市場リスクを評価するにあたって、必要不可欠な情報を提供したと考えている。現行の日本基準又は財務諸表外の開示では、同様の内容の開示は行われておらず、同種の情報の理解は困難である。ただし、我が国では、一部の企業を除いて、証券化商品の保有が欧米と比較して限定的であり、このような開示の必要性は低く、IFRS第13号と同様・同等の開示を行わないことによる金融システムの安定性や資本市場への影響は限定的であったのではないかと考えられる。

質問3：貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベル3の公正価値測定に関する定量的開示の有用性

(質問3-1：レベル3の入力数値に関する定量的情報)

17. キャッシュ・フロー情報及び割引率に係わる情報は、その時点における当該金融商品に対する市場の評価がどの程度かという経営者による最善の見積りであるが、財務諸表利用者は異なる見積りを持ちうる。そのため、財務諸表利用者は自分の市場観に照らして、経営者が過度に楽観的又は悲観的であるか、あるいは妥当な見積りを行っているかの評価を行うことが可能となると考えられる。
18. レベル3については、その公正価値測定的前提（入力数値など）に関する開示があることにより、その公正価値測定的前提が異常ではないかを利用者が確認することが可能となると考えられる。
19. 特に非上場株式等の評価については、用いる入力数値には幅があり、開示されても有用でないとの印象がある。どのような商品がレベル3となるかによっても、情報の有用性や望ましい開示の方法は変わると考えられる。
20. レベル3の入力数値に関する定量的情報として、期限前償還率等の幅や加重平均値

が詳細に開示されている実務があるものの、数値の幅が広く、情報として利用しづらい印象がある。

21. デリバティブ以外の商品については、特にストレスがかかっている環境において、観察可能でないインプットの加重平均値の開示は有用性があると考えられる。ただし、デリバティブについては、計算上の問題もあり、加重平均値は必要でないと考えられる。

(質問 3-2：期首残高から期末残高への調整表)

22. 期首残高から期末残高への調整表における購入や決済に関する情報は、商品の残高の移動を確認するために有用である。また、我が国では純損益が重要視されており、純損益の認識額に関する情報も有用であると考えられる。
23. 期首残高から期末残高への調整表は、特に金融危機時において、レベル間の振替を確認するうえで有用であるが、それには平時における振替の状況を把握しておく必要があると考えられる。また、純損益の認識額に関する情報も必要であり、それらが含まれる期首残高から期末残高への調整表は有用であると考えられる。
24. 金融危機時において、市場流動性がなくなった商品がどれだけあるかを理解するためには、期首残高から期末残高への調整表は有用な情報であり、この情報を開示しないのであれば、労力をかけてレベル3を区分する意味もないのではないか。
25. 作成コストの懸念は理解できるが、レベル3の残高が減少している現状においてもレベル3が最もリスクが高いものと考えられ、その増減が理解できる期首残高から期末残高への調整表は重要な開示であると考えられる。
26. 期首残高から期末残高への調整表は、決算期において、企業の資産の質がどの程度悪化したか、改善したかの判断材料になりうると考えられる。
27. レベル3の残高が少なければ詳細な開示は必要ないと考えられるが、一定程度レベル3の残高がある場合、調整表という形式である必要はないが、レベル3の残高の増減理由を理解できる情報は有用であると考えられる。また、売買が多いトレーディングの金融商品は、調整表で求められる購入や売却といった情報は有用性が低いと考えられる。
28. 調整表として要求するかどうかにかかわらず、レベル3のエクスポージャーが増減しているのか理解できる情報が重要であると考えられる。

(質問 3-3：期末残高から生じた未実現損益の変動により純損益に認識した金額)

29. IFRS を適用している金融機関に対する企業価値評価のアプローチにおいては、未

実現損益と実現損益を明確に区別して分析している。

30. 期末残高から生じた未実現損益の変動により純損益に認識した金額は、当期に認識された価格変動リスクの水準を判断する材料となる。また、対応する資産の平均残高に対する比率を時系列比較することにより、保有するレベル3ポートフォリオの価格変動リスクの推移を評価できる。当該比率が上昇傾向にあるか又は下降傾向にあるかを評価し、またレベル3ポートフォリオの残高推移を合わせて評価することにより、企業が保有するレベル3ポートフォリオのリスクの変化を分析することが可能となると考えられる。
31. トレーディングによる損益は一般に分析が容易ではなく、大きく市況が変わる場合の影響を検討するために、純損益にどのくらい未実現損益が含まれているかを理解することは有用となる可能性があると考えられる。
32. 公正価値オプションから生じた損益について、企業価値評価の際に一定の係数を掛けて評価していることに加え、企業の配当方針に関連することがあり、未実現損益の変動により純損益に認識した金額の情報は有用であると考えられる。

(質問3-4：レベル3インプットの定量的な感応度分析)

33. レベル3の商品は入力数値の確度が高くなく、その入力数値の感応度を開示することは、特に金融危機時において有用であると考えられる。定量的な感応度分析についてどのような開示が望ましいかについては、アナリストが作成者との対話の中で提案していくものではないか。
34. 定量的な感応度分析は、レベル3の金融商品の保有から生じ得る損益や自己資本への影響度合いを評価するにあたって有用であると考えられる。ただし、レベル3ポートフォリオを構成する金融商品の種類、性質等によって適切にグルーピングして開示されていない場合には、誤解を生じさせる可能性があり、有用な開示とはならない可能性があると考えられる。
35. 定量的な感応度分析は、企業の分析の前提が明らかにならない限り、当該情報を使用することは困難であると考えられる。
36. 定量的な感応度分析で開示されている数値の幅が広く、これを基に試算を行うにしても、想定すべきシナリオも明確でないと考えられ、アナリストとして当該情報の使用方法が明確でなく、有用な情報かどうか判断できないと考えられる。
37. 利用者から使い勝手が良くないという意見が出ていることと、米国会計基準で導入されていないことに鑑みると、仮にレベル別の開示を導入するとしても、レベル3インプットの定量的な感応度分析を導入することは困難ではないかという印象が

ある。

質問 4：貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベル 3 の公正価値測定に関する定性的開示の有用性

(質問 4-1：企業の評価プロセス及び方針の記述)

(質問 4-2：レベル 3 インプットの定性的な感応度分析の記述)

38. 定性的な開示は、金融商品の知識がある専門家にとっては当然のことしか書かれていないとの印象があり、開示されていなくても問題とならないと考えられる。一方で、定性的な情報の作成コストは限定的と考えられ、金融商品の知識が多くない読み手には当該定性的な情報は有用となる可能性があると考えられる。
39. コーポレート・ガバナンスの専門家からは、企業の評価プロセスに関する開示は、その後の経営者との議論の出発点となる可能性があるため、開示を望むとの意見も聞かれている。
40. ありきたりな開示になるとしても、財務諸表の中で開示することにより、企業の責任感が高まる可能性があり、意味があると考えられる。
41. ありきたりな開示になるとしても、作成者の責任の観点から、財務諸表に開示されるという意味は重いと考えられ、財務諸表の中で記載されることが望ましい。
42. 企業の評価プロセスに関する情報について、財務諸表の中で開示すべきか否かは検討が必要となると考えられる。
43. 定性的な感応度の記述については、公正価値測定の開示を読むと想定される利用者からすると、当然の内容であると考えられ、有用性は低いと考えられる。

質問 5：貸借対照表上時価評価されていない金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に関する有用性

44. 開示対象となる商品は、銀行であれば主に貸付金や預金であると理解しており、これらの時価をレベルごとに区分することは有用ではないのではないかと。

アウトリーチの結果の概要（その他）

質問 1：金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の影響

(期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることについて)

45. 時価として期末日時点の市場価格を使用することで、市場が大きく変動した際の時価が大きく変動することに企業の抵抗感があるかもしれないが、複数の評価方法が並存すると、分析を行う際に企業間で調整を行う必要があるため、時価は期末日時点の市場価格で統一することが望ましい。必要であれば、期末日以外の時点の評価額を参考情報として開示すればよいのではないかと考えられる。
46. 期末日時点の市場価格または期末前1か月の市場価格の平均のいずれかで評価されていても実務上不便さを感じていないが、大きな市場の変動が生じた場合には、いずれかの評価手法に統一されていることが望ましく、その場合には、期末日時点の市場価格が国際的にも整合するものと考えられる。
47. 時価が期末日時点の市場価格となることに分析上の不都合はないため、会計基準上の原則としては、期末日時点の市場価格を時価と定めることが良いと考えられる。ただし、実務的には、市場流動性の低い上場株式等について、一定期間の市場価格の平均値を時価とみなすことは検討に値すると考えられる。
48. 市場変動による自己資本比率の急激な変動を回避することが期末前1か月の市場価格の平均が認められた理由の1つと理解している。現状では金融機関がリスクに対処できていることや、保有する金融商品も多様化しており、市場流動性の高い金融商品については、特定の投資家の行動により市場価格が急に変動することはないと考えられ、原則として、期末日時点の市場価格で時価評価すればよいのではないかと考えられる。ただし、市場流動性が低い金融商品については、平準化した価格を使用できる余地を残すことも考えられる。

(商品ごとの時価評価手法が変わることについて)

49. 現行の金融商品会計基準では、商品ごとに時価評価の方法が定められている。一方で、IFRS第13号では、時価評価に優先順位が付けられており、現行の実務から評価方法が変わる可能性のある商品があると考えられる。

質問6：IFRS第9号を採用することによる影響

(IFRS第13号の要求事項を日本基準に取り入れる時期について)

50. IFRS第9号に基づく基準開発には相当の時間を要すると考えられるため、まずはIFRS第13号に基づく公正価値情報の充実に取り組むことが、基準開発として現実的であると考えられる。

51. IFRS 第9号では、分類及び測定が大きな論点となり、基準開発に時間がかかることが予想される。同じタイミングで導入することよりも、まずIFRS 第13号の検討に取り組む方が現実的ではないか。

質問7：その他

52. レベル別開示を求める方向性に賛同する。詳細な開示については、特に金融危機時において有用となるものであり、現状のような平時に意見を求められても抽象的な意見しか答えることができない可能性があると考えられるが、今後の議論においては、詳細な開示について、平時の感覚では必要ないと簡単に判断しないよう、当該開示が導入された背景に立ち返って丁寧に議論していくことが必要であると考えられる。

53. IFRS 第13号で求められている開示の有用性は、その時々レベル3ポートフォリオの規模や価格変動性、市場環境等によって左右され、個々の企業によっても重要性は異なると考えられる。一般的に、金融機関等、大きな金融商品ポートフォリオ、投資ポートフォリオを有する企業や業界ほど、公正価値測定に関する開示は有用性の高い情報を提供する。また、平時よりも金融危機時において有用性が高いと考えられる。

金融危機の最中または直後の状況にあつて、IFRS 第13号や米国会計基準に定められた公正価値ヒエラルキーに基づく測定や開示は目的適合的かつ有益な情報を提供したと考えられる。しかし、当時に比べ、レベル3ポートフォリオの規模が縮小し、ボラティリティが低下したことから、当該開示の相対的な重要性、有用性は低下していると考えられるが、危機時や非常時には有用性が高まるという性質の会計基準であるため、平時において開示を行わないこととすると、危機時や非常時に投資家に対して有用な情報が提供できなくなるおそれがあると考えられる。

54. 日本基準を策定するにあたって、過度のローカライゼーションを行うべきではないと考えられ、IASBの適用後レビューに係る議論において、開示の方向性が固まったところで、我が国でも公正価値測定に関する開示のあり方を考えることが考えられる。

また、グローバルで活動する金融機関については、バーゼル規制における開示により、金融機関のリスク管理やリスクテイクの実態について、深い分析が可能となっている。公正価値測定とその開示とは、目的・内容も異なるが、どのような形で相互補完的な開示が可能になるか、検討する必要性があると考えられる。

ディスカッション・ポイント

財務諸表利用者に対するアウトリーチの結果について、ご質問又はご意見をいただきたい。

以 上

別紙：財務諸表利用者に対するアウトリーチの質問項目

質問1：金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の影響

以下の質問は、財務諸表作成者に対してのものですが、お答えいただけるようであれば、ご教示いただけますでしょうか。

- 現行の日本基準において貸借対照表上時価評価されている金融商品（有価証券（上場株式、債券、ファンド等）、デリバティブ資産・負債（上場先物・オプション、非上場デリバティブ））について、時価の定義及びガイダンスをIFRS第13号と整合させた場合、時価が異なる可能性があると考えられる金融商品について、その内容をご教示ください。

質問2：貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に関する有用性

IFRS第13号においては、公正価値測定及びそれに関連する開示の首尾一貫性と比較可能性を向上させるために、公正価値測定に用いられる評価技法への入力数値（インプット）が市場で観察できる水準に基づいて、レベル1から3の公正価値ヒエラルキー（優先順位）が設けられ、レベルに応じた開示が求められています²。

【質問2-1：レベルごとの公正価値の残高情報】

現行の日本基準において貸借対照表上時価評価されている金融商品（有価証券、デリバティブ資産・負債等）に関して、入力数値の市場における観察水準の観点でのレベルごとの公正価値の残高情報は、平時においても金融危機時においても、財務分析等を行う際に有用であるとお考えでしょうか、あるいは残高情報の有用性は限定的であるとお考えでしょうか

なお、IFRS又は米国会計基準による財務諸表を分析されている場合には、実際どのような目的で分析されていますでしょうか。

² レベル1と2の区分は、市場で観察できる入力数値について、活発な市場（資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場）で観察できるものか否かによる区分です。

また、レベル2と3の区分は、公正価値測定に評価技法が用いられているもので、重要な入力数値が観察できるものか否かによる区分です。

なお、評価技法は状況によって適切性が異なるため、IFRS第13号では評価技法の優先順位を判断しないこととされています。

【質問 2-2：レベル 1 とレベル 2 の区分】

観察できる入力数値に基づき算定される公正価値の残高情報をレベル 1 とレベル 2 に区分することは有用であるとお考えでしょうか。

【質問 2-3：代替的な開示】

財務分析等において公正価値測定の不確実性の度合いを判断する観点で、財務諸表の外における開示も含め、レベルごとの公正価値の残高情報より有用性があるとお考えの開示情報がございますか（例えば、銀行のバーゼル規制における証券化エクスポージャーに関する定量的開示（原資産種類別の情報等））。

質問 3：貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベル 3 の公正価値測定に関する定量的開示の有用性

レベル 3 に区分される金融商品³については、IFRS 第 13 号では、以下の【質問 3-1】から【質問 3-4】に示す定量的情報が求められます。

【質問 3-1：レベル 3 の入力数値に関する定量的情報】

レベル 3 の入力数値に関する定量的情報⁴（例えば、一定の商品種類ごとの入力数値の幅や加重平均値）は、財務分析等において公正価値測定の不確実性の度合いを判断するために有用であるとお考えでしょうか、あるいは当該情報の有用性は限定的であるとお考えでしょうか。

【質問 3-2：期首残高から期末残高への調整表】

期首残高から期末残高への調整表⁵においては、当期中のレベル 3 に区分された金融商品の残高の変動を以下の項目に区別して開示することが求められています。

- 当期純利益に認識した利得又は損失の合計額（及びその表示科目）
- その他の包括利益に認識した利得又は損失の合計額（及びその表示科目）

³ 公正価値を測定する際に、市場で観察できず、かつ、公正価値全体の測定に与える影響が重要となる入力数値（レベル 3 の入力数値）が用いられている金融商品

⁴ 利用者が公正価値測定に固有の測定の不確実性を理解するのに役立つとの理由から、IFRS 第 13 号で求められています。なお、入力数値をどのように開示するかについては、IFRS 第 13 号においてガイダンスが定められていません。

⁵ 利用者が本来的に主観的な公正価値測定の影響を分離して評価できるとの理由から、IFRS 第 13 号で求められています。

- 購入、売却、発行及び決済額
- (レベル1又は2から)レベル3への振替あるいはレベル3から(レベル1又は2へ)の振替(及びそれらの振替理由)

期首残高から期末残高への調整表は、財務分析等に有用であるとお考えでしょうか、あるいは当該情報の有用性は限定的であるとお考えでしょうか。また、期首残高から期末残高への調整表に含まれる項目のうちの一部を開示する場合には、財務分析等に支障があるとお考えでしょうか。さらに、有用であるとお考えの場合には、期首残高から期末残高への調整表からどのような情報を把握できるとお考えでしょうか。

なお、IFRS第13号に関するIASBの適用後レビューに係る情報要請に関するアウトリーチ(当委員会事務局が実施)において、財務諸表作成者から、期首残高から期末残高への調整表は作成負荷が高く、また経営情報に利用されていないため有用性に疑問があるとの意見が聞かれています。

【質問3-3：期末残高から生じた未実現損益の変動により純損益に認識した金額】

当期末残高として残存しているレベル3に区分された金融商品について、前期末と当期末の未実現損益(評価損益)の変動により当期の純損益に認識した金額は、財務分析等に有用であるとお考えでしょうか、あるいは当該情報の有用性は限定的であるとお考えでしょうか。

【質問3-4：レベル3インプットの定量的な感応度分析】

金融商品に対する市場リスクの種類(金利リスク、為替リスクなど)ごとの感応度分析⁶(例えば、バリュー・アット・リスク)が財務諸表の注記(又は財務諸表の外における開示)として別途開示されていることを前提として、レベル3インプットの定量的な感応度分析の情報(公正価値測定に用いられたレベル3の入力数値を合理的に考え得る代替的な仮定に基づく入力数値に変更した場合の公正価値の変動額)⁷は、財務分析等に公正価値測定の不確実性を考慮するために有用であるとお考えでしょうか、あるいは当該情報の有用性は限定的であるとお考えでしょうか。

なお、IFRS第13号に関するIASBの適用後レビューに係る情報要請に関するアウ

⁶ (公正価値測定されている金融商品に限られない)市場リスクの将来の変化に対する企業のエクスポージャーに関する情報。

⁷ 利用者に主観性のレベルが高い公正価値測定の不確実性に関する追加的な情報を提供することの理由から、IFRS第13号では、レベル3の入力数値を合理的に考え得る代替的な仮定に基づく入力数値に変更した場合の影響(公正価値の変化)を、その変更の影響の計算方法とともに開示することが求められています(米国会計基準では求められていません)。なお、合理的に考え得る代替的な仮定については、IFRS第13号においてガイダンスが定められていません。

トリーチ（当委員会事務局が実施）において、財務諸表作成者から、定量的な感応度分析は作成負荷が高く、また企業の判断により設定された代替的な仮定（シナリオ）の多様性があるため有用性に疑問があるとの意見が聞かれています。

質問 4：貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベル 3 の公正価値測定に関する定性的開示の有用性

質問 3 と同じ対象の金融商品について、IFRS 第 13 号では、質問 3 の定量的情報に加え、以下の【質問 4-1】及び【質問 4-2】に示す定性的情報が求められます。

【質問 4-1：企業の評価プロセス及び方針の記述】

企業の評価プロセス及び方針の記述⁸（例えば、企業が評価の方針及び手続をどのように決定し、毎期の公正価値の変動をどのように分析するのかとの記述）は、財務分析等を行ううえで、有用な情報を提供するものであるとお考えでしょうか、あるいは当該記述の有用性は限定的であるとお考えでしょうか。

【質問 4-2：レベル 3 インプットの定性的な感応度分析の記述】

レベル 3 インプットの定性的な感応度分析の記述⁹（例えば、公正価値測定に用いられたレベル 3 の入力数値が増加する場合に、公正価値が増加するのか又は減少するのかとの記述）は、財務分析等を行ううえで、有用な情報を提供するものであるとお考えでしょうか、あるいは当該記述の有用性は限定的であるとお考えでしょうか。

質問 5：貸借対照表上時価評価されていない金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に関する有用性

IFRS 第 13 号においては、貸借対照表上時価評価されていない金融商品（例えば、貸付金、借入金）についても、レベルごとの公正価値の残高情報が求められています。質問 2 において、貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に関する有用性についてお伺いしておりますが、質問 2 に対するご回答と

⁸ 直接的に公正価値測定の手法等に関する情報ではないが、利用者が企業の評価プロセスに関する情報によりレベル 3 の公正価値測定を評価するのに役立つとの理由から、IFRS 第 13 号で求められています。

⁹ 利用者に重要な観察可能でない入力数値が公正価値測定に与える方向性に関する情報を提供すると理由から、IFRS 第 13 号で求められています。

異なる場合には、そのお考えをご教示いただけますでしょうか。

質問6：IFRS第9号を採用することによる影響

以下の質問は、財務諸表作成者に対してのものです。お答えいただける場合には、ご教示いただけますでしょうか。

- IFRS第9号を採用した場合に、日本基準における金融商品会計より、時価評価の範囲が拡大又は縮小することにより、時価評価のプロセスの追加的な見直しが必要となるとお考えのものがございましたら、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。

質問7：その他

その他、全体について、何かご意見があればお寄せください。

以上